

## 神奈川県と取引のある業者の皆様へ (重要なお知らせ)

神奈川県では、不適正な経理処理を根絶させるため、本年3月に再発防止策を決定し、その後、県議会からいただいた提言も踏まえて、防止策の見直しを行いました。

現在、全庁を挙げて取り組んでおりますが、このたび、県職員から業者の皆様へ不適正経理への働きかけがあり、業者通報ホットラインで県に通報をいただいた場合に、速やかに「特別会計事務検査」を実施するための体制を整備しましたので、お知らせします。

また、特別会計事務検査では、業者の皆様に関係書類の閲覧・写しの提供等の調査への協力をお願いすることがあり、このため、県との契約の締結に際し、「県から要請があれば調査に協力する」旨をあらかじめ約定していただくことを検討しております。

このことについては、業者の皆様のご理解と協力が不可欠でありますので、県のホームページでアンケートを実施し、ご意見を伺うことにしました。

今後も、全庁一丸となって、不適正経理の再発防止に取り組んでまいります。

平成22年9月

神奈川県

### 1 特別会計事務検査実施体制について (22年10月1日～)

業者の皆様から通報があった場合には、その都度、会計局指導課長と会計局職員で構成する「特別会計事務検査チーム」を編成し、通報で指摘された県機関に対し、抜き打ちで検査を実施します。

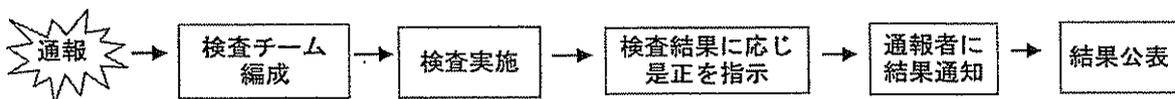
検査の結果、不適正経理の事実が判明した場合には、速やかに是正させます。

検査の結果は、通報者に通知します。(匿名の通報は、除きます。)

特別会計事務検査の結果については、一件毎に、県のホームページで公表します。

(公表にあたり、商号等契約者の秘密に属する事項は、慎重に扱います。)

#### 特別会計事務検査の流れ図



#### ○ 職員の働きかけに対する県への通報専用窓口(業者通報ホットライン、平成22年4月12日設置)

電 話 045-681-5015(受付日時は、開庁日の9時から17時15分まで)

電子メールアドレス [gyousyatuuhou@pref.kanagawa.jp](mailto:gyousyatuuhou@pref.kanagawa.jp)

※通報できる方：職員から不適正経理への関与を働きかけられた方又はその方が勤務する企業等の役員若しくは従業員。

※通報の対象となる経理処理：神奈川県が締結した又は締結しようとする契約における、預け金、差し替え等の神奈川県が損害を被るおそれのある経理処理。

#### ○ 県に通報することなく不適正経理に関与した業者への指名停止措置等

	県の入札参加資格者名簿登載者	左以外で県と取引のある業者
対象となる県の不適正経理	「預け金」と「差し替え」を原則とします	
措置の内容	指名停止措置	契約排除措置
対象とする関与の時期	平成22年4月1日以降	平成22年6月10日以降

指名停止等の措置は、県職員による不適正経理の未然防止を目的として行うことにしたもので、自ら通報していただいたことにより未然に防止できた場合には、指名停止措置等はいりません。

関与してしまう前に、是非通報をお願いします。

## 2 県との契約の締結にあたり調査への協力を約定していただくことについて

### 【現在、実施を検討している内容】

県が締結する契約のうち、物品購入、物品借入れ(リース)及び一般業務委託である契約については、契約書を交わす場合には、契約書中に次の条文(素案、甲が県)を加えます。また、契約書を交わさない場合には、あらかじめ文書で同様の趣旨を通知します。

第 条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は同様とする。

実施する場合には、改めてお知らせします。

### 【アンケートの実施について】

このことについては、次のURLで一般県民の方々を含め、アンケートを実施しています。

アンケート実施期間は、平成22年9月29日(水)から10月22日(金)までです。

<https://enquete.pref.kanagawa.jp/wrj/open/>

(県のHP → 広報・公聴 → e-かなネットアンケート から入れます。)

### 【県との取引に関するミニ知識2】

#### 契約を締結する際の県(発注者)側の制約について

県は事業を執行するうえで様々な契約を締結しますが、物品購入や業務委託のような民間企業と締結する契約は、県が発注者であっても、民間企業同士の契約と同様「契約の自由」を原則とする私法上の契約であります。

しかしながら、契約の一方の当事者である県は、県民の皆様からお預かりした税金を財源に事業を実施しますので、契約の締結には地方自治法等関係法令に基づく、契約の公正を期すための各種制約があります。

#### 1 契約の締結には、「節」予算が必要です。

議会の議決をいただいた本県の予算は、款、項、目、事業名、節という5段階で統制されていますが、契約を締結するには、少なくとも契約の内容に対応した「節」予算がなくてはなりません。

例えば、物品購入契約を締結するためには、「需用費」又は「備品購入費」という節予算が、業務委託契約を締結する場合には、「委託料」又は「役務費」という節予算が、それぞれ必要です。

契約金の支払財源である県保有の公金が「節」によって色分けされているようなもので、契約の内容と当該契約に係る代金を支払った際の「節」とが一致していない場合は、支払額として正しくとも、県側の処理としては誤りになります。

(契約を締結する際の制約については、次回も掲載します。)

問い合わせ先(会計局は共通)

○特別会計事務検査及び業者通報制度に関すること

指導課 検査第一グループ

045-210-6742

○指名停止措置等に関すること

調達課 資格審査グループ

045-210-6721

○業者調査への協力の約定に関すること

指導課 財務指導第二グループ

045-210-6738

○県との取引に関するミニ知識に関すること

同上

## 神奈川県特別会計事務検査要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号。以下「財務規則」という。）第179条第2項及び第180条に規定する検査（以下「特別会計事務検査」という。）の実施について、財務規則、神奈川県財務規則の運用について（昭和39年12月1日39財第228号 39審第210号。以下「運用通知」という。）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

## (検査の種類)

第2条 特別会計事務検査の種類及び検査の範囲は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 通報事案検査 神奈川県職員による不適正経理に関する外部通報処理要綱（平成22年4月1日会指第2号。以下「外部通報処理要綱」という。）に基づく通報があったとき行う検査で、財務規則第179条第1項及び第180条に規定する事項のうち、通報内容に関する事実関係を確認するために必要な事務全般（未処理及び処理中の事務を含む。）の状況
- (2) その他検査 会計管理者が不適正経理（外部通報処理要綱第2条第1号に規定する不適正経理をいう。以下同じ。）の未然防止又は再発防止を図るため必要と認めるとき行う検査で、財務規則第179条第1項及び第180条に規定する事項のうち、不適正経理の未然防止又は再発防止を図るために必要な事務全般（未処理及び処理中の事務を含む。）の状況

## (検査員)

第3条 会計局指導課長（以下「指導課長」という。）は、特別会計事務検査を実施するときは、会計管理者が指導課検査第一グループに属するグループ員のうちから指定した検査員を自ら指揮して検査に当たらなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計管理者は、必要があると認めるときは、指導課の検査第一グループ以外のグループ員を検査員に指定することができる。
- 3 指導課長及び指定された検査員（以下「指導課長等」という。）を特別会計事務検査チームと、指導課長をチームリーダーと、それぞれ称する。

## (指導課長等の責務)

第4条 指導課長等は、特別会計事務検査を実施するときは常に神奈川県職員服務規程第6条に規定する身分証明書を携帯しなければならない。

- 2 指導課長等は、通報事案検査を実施するときは、外部通報処理要綱第2条第4号に規定する通報者（以下「通報者」という。）が特定されないよう配慮して行うものとし、通報者の氏名その他の通報者個人が特定されるおそれのある情報を他に漏らしてはならない。

## (検査の通知)

第5条 特別会計事務検査の通知は、検査の種類、実施日時、検査員の職氏名、その他必要な事項を記載した文書を、検査日に手交して行うものとする。運用通知第184条（検査期日の通知）関係第2項ただし書に基づき、事前に検査日を通告する場合であっても、また、同様とする。

- 2 指導課長は、検査が検査日中に終了しないと認めるときは、別の日を指定して同一案件の再検査を実施することができることとし、この場合には文書による通知は要しない。当該再検査によっても終了しない場合も、また、同様とする。

(検査への協力義務)

第6条 前条第1項の規定に基づく通知を受けた本庁又は各所（以下「本庁等」という。）の長は、当該通知に係る検査の円滑な実施に協力しなければならない。前条第2項の規定により再検査を実施する場合も、また、同様とする。

(検査の方法)

第7条 特別会計事務検査は、実地検査を原則とし、会計関係書類（未処理・未完結の書類を含む。）及び帳簿の確認、職員からの事情聴取、物品及び現金の現物確認、会計管理システムによる照会、関連資料（電子情報を含む。）の確認等により行う。

2 指導課長が確認を必要と認める会計関係書類等が、職員個人によって保管されている場合には、当該職員に対し、机、ロッカー等に収納されている内容物及びパソコン等のデータを提示するよう求めることができる。

3 会計管理者は、特に必要があると認めるときは契約の相手方等関係者に対して、文書照会、実地その他の方法による調査への協力を求め、承諾したときは、当該関係者に対する調査を行うものとする。

(検査方法の通報者との協議)

第8条 前条にかかわらず、通報事案検査を実施した場合に、秘匿しようとしたにも関わらず通報者が類推されてしまうおそれがあるときは、指導課長は検査方法等についてあらかじめ通報者と協議しなければならない。

(検査の対象年度)

第9条 特別会計事務検査の対象年度は、原則として現年度及び前年度とする。

(検査時の要求)

第10条 指導課長は、特別会計事務検査の目的を達成するため必要と認めるときは、本庁等の長に対して、次の事項を求めることができる。

- (1) 会計関係書類等の複写物の提出
- (2) 会計関係書類等の現状保存
- (3) 会計関係書類等の借用

(検査後の復命)

第11条 指導課長は、検査終了後、会計管理者に文書によって復命しなければならない。

(検査後の措置)

第12条 財務規則第185条第2項の規定に基づき、特別会計事務検査の結果を当該特別会計事務検査の対象となった事務を所掌する本庁等の長及び当該本庁等が属する局等の企画調整部長（以下「企画調整部長」という。）に通知する場合において、不適正経理の未然防止又は再発防止のため是正措置が必要と認められるときは、会計管理者は、本庁等の長に対し、期限を付して必要な是正措置を求めるものとする。

2 是正措置を求められた本庁等の長は、措置状況について、企画調整部長を経由して会計管理者に報告しなければならない。

(検査結果の報告)

第13条 会計管理者は、特別会計事務検査の結果を通知したときは、速やかに所管の副知事及び知事へ報告するものとする。

(検査結果の通報者への報告)

第14条 会計管理者は、通報事案検査については、その結果を通報者に報告しなければならない。ただし、匿名の場合にはこの限りでない。

(検査結果の公表)

第15条 会計管理者は、特別会計事務検査の結果を、案件毎に県のホームページ上で速やかに公表するものとし、第12条に規定する措置状況の報告があったときも、また、同様とする。

(検査結果の監査委員への情報提供)

第16条 会計管理者は、特別会計事務検査の結果について、案件毎に代表監査委員に対して情報提供するものとする。

(秘密の保持)

第17条 指導課長等は、特別会計事務検査の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。検査員でなくなった後も、また、同様とする。

附 則

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

## 不適正な経理処理に関する外部通報処理制度

### 1. 制度概要等

#### (1) 概要

新たな物品等専決調達事務（以下「新たな事務処理」）の実施以降、業者向け説明会（平成22年8月31日開催）や市ホームページ等を通じて、事業者等に対して発注書の写しの受理や保管など新たな事務処理への理解、協力とともに、不適正な経理処理に関与しないように周知徹底している。

さらに6月11日に策定した再発防止策では、「再発防止策の実効性を担保するための方策」として「不正な事務執行に関する事業者からの通報制度の創設」を掲げており、これを踏まえ、8月31日に「神戸市における不適正経理に関する外部通報処理要綱」を策定し、本市職員から不適正な経理処理の要請があり、その要請を断ることが困難な場合、又は断ったことにより不利益を被った場合に、相手方事業者等からの通報窓口である外部通報処理制度を9月1日より実施している。

#### (2) 通報対象者

本市職員又はその他関係者から不適正な経理への関与を働きかけられている者又は不適正な経理に関与している者又はその者が勤務する企業等の役員若しくは従業員

#### (3) 対象行為

新たな事務処理の実施日（平成22年7月26日）以降、本市発注に係る物品等の専決調達事務に関する不適正な経理処理行為

#### 【不適正な経理処理の意義】

神戸市が締結した又は締結しようとする物品等の購入契約その他の契約における「預け金」「差し替え」「一括払い」等や新たな事務処理違反行為を含む不適正とみられる経理処理

#### ○不適正な経理処理の例

- ・日付等が未記入の見積書、納品書又は請求書の提出
- ・見積書、納品書又は請求書に実際と異なる日付の記載
- ・見積書、納品書又は請求書に実際に納品したものと異なる品名の記載
- ・他の事業者の見積書の提出
- ・発注書の写しを渡さず発注を受理

#### (4) 通報の方法

- ・職員から要望を受けた或いは関与した不適正な経理処理の内容を記載した書面を手紙又はFAXにより送付、或いは、通報窓口へ直接来所又は電話により外部通報する。
- ・実名での通報（ただし、客観的に事実が説明できる資料その他合理的な根拠等が示されている場合は、匿名の通報であっても取扱可）

#### (5) 通報窓口（委託先）

- 三宮法律事務所（住所：神戸市中央区加納町4丁目4番17号 ニッセイ三宮ビル11階）

## 神戸市における不適正経理に関する外部通報処理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市（以下「本市」という。）における適正な会計処理の確保に資するため、本市における不適正な経理処理に関する外部通報の窓口を設置して外部からの通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 不適正経理

本市が締結した又は締結しようとする物品等の購入契約、工事請負契約その他の契約における、預け金、差し替え、一括払い等の本市が損害を被るおそれのある経理処理

(2) 職員

本市に勤務する職員のうち地方公務員法第3条第2項又は同条第3項第3号に該当する者

(3) その他関係者

市の機関に勤務する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）

(4) 対象者

外部通報窓口に通報できる者で、職員又はその他関係者から不適正経理への関与を働きかけられた者又はその者が勤務する企業等の役員若しくは従業員

(5) 外部通報

前号に掲げられている者からの通報

(6) 通報者

前号の通報を行った者

### (外部通報窓口の委託)

第3条 本市は外部通報を受け付ける窓口（以下「外部通報窓口」という。）を本市以外の第三者に委託する。

### (通報の内容)

第4条 対象者は、次の場合には外部通報をすることができる。この場合においては、他者を誹謗中傷する目的で通報してはならない。

(1) 職員又はその他関係者から不適正経理への関与を働きかけられたとき又は関与したとき。

(2) 本市において職員又はその他関係者により不適正経理が行われ、又は行われようとしていると思料するとき。

(3) 対象者が外部通報をしたことを理由とし、職員又はその関係者からいやがらせ、中傷その他不当又は不利益な取扱いを受けたとき。

### (通報の方法)

第5条 対象者は、前条の場合は、その内容を記載した書面の郵送、FAX又は口頭（来所又は電話によるものに限る。）により外部通報をすることができる。

2 外部通報は、実名により行われなければならない。ただし、客観的に事実が説明できる資料その他合理的な根拠等が示されている場合は、匿名の通報であっても取り扱うものとする。

### (外部通報の受理等)

第6条 外部通報窓口は、外部通報を受理したときは、その内容を速やかに本市に報告するものとする。

### (調査)

第7条 前条に規定する報告を受けた本市は、速やかに調査を行うものとし、必要がある場合には、第3条に基づき委託を受けた第三者や本市以外の者に調査への協力を求めることができるものとする。

2 調査は、通報者個人が特定されないように配慮して行うものとし、調査により通報者個人

が特定されるおそれがある場合は、調査方法等についてあらかじめ通報者と協議しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 前条に規定する調査に関与した職員は、前条第1項の規定により第3条に基づき委託を受けた第三者や本市以外の者に調査への協力を求める場合を除き、外部通報の内容、通報者の氏名その他通報者が特定されるおそれのある情報（以下「通報情報」という。）を漏らしてはならない。

2 本市は、前条第1項の規定により、第3条に基づき委託を受けた第三者や本市以外の者に対し、通報情報を漏らさないよう要請するものとする。

(是正措置等)

第9条 行財政局長は、第7条第1項に規定する調査結果を調査対象所属の長（以下「所属長」という。）及び所管する局の局長等に通知するとともに、是正が必要と認められる場合は、所属長に対して、期限を付して必要な是正措置を求めるものとする。

2 前項の規定により是正措置を求められた所属長は、必要な措置を講じ、その結果を所管する局の局長等を経由して行財政局長に報告しなければならない。

3 行財政局長は、前項に規定する報告があった場合は、通報が匿名の場合又は通報者が連絡を希望しない場合を除き、通報者に調査結果及び是正措置を通知する。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

## 不適正な経理処理に関する外部通報事案及びその調査結果等について

### 1. 通報概要

- (1) 通報受理日 平成22年11月30日（火曜）
- (2) 通報方法 電話
- (3) 通報者 店舗型物品販売事業者の従業員
- (4) 通報内容（要旨）  
店頭での物品の掛売調達に際して、対象所属の職員が「決議を得た発注書の写し」を事業者等に渡さず物品を購入した。
- (5) 対象所属 消防局北消防署

### 2. 調査概要

- (1) 調査場所 消防局北消防署
- (2) 調査日時 平成22年12月9日（木曜）午前8時45分～11時30分
- (3) 調査根拠 行政調査規則第6条第2号，第4号，会計規則第83条第1項，神戸市における不適正経理に関する外部通報処理要綱第7条第1項
- (4) 調査担当職員  
行財政局行政監察部監察室及び会計室会計課の職員数名  
※外部通報窓口である三宮法律事務所所属の弁護士が調査に立会
- (5) 調査実施方法等  
対象所属及び対象部局に対しては外部通報の有無，内容，調査日時，調査内容等の情報は調査当日まで全く知らせていない（抜き打ち調査）。

#### 【調査内容】

- ① 今回の外部通報案件及び専決調達事務に係る職員及びその上司からの事情聴取
- ② 専決調達事務に係る会計関係書類（物品購入等発注書，見積書，納品書，請求書支出決定兼支出命令書等）の内容確認
- ③ 専決調達により購入した消耗品，備品等の現物確認
- ④ その他，発注書管理簿や備品管理簿等必要と思われる帳簿類等の内容確認

### 3. 調査根拠

#### (1) 外部通報案件

##### ① 調査確認方法

外部通報案件に関わった職員及びその上司，関係職員数名から事情聴取するとともに発注書等の支出関係書類の内容及び購入物品（現物）を確認した。

##### ② 調査結果

- ・ 購入日当日に対象所属の職員が2名で物品を店頭で購入したが，決議を得た発注書の写しを相手方事業者に渡していなかった。
- ・ 上記内容について購入日当日（平成22年11月30日）に相手方事業者が対象所属に対

して問い合わせをしたが、対象所属において直ちに発注書の写しを送付するなどの対応を講じていなかった。

- ・なお、購入日当日の前（平成 22 年 11 月 27 日）に対象所属の職員（購入時の職員とは別の職員）が購入物品の見積書作成を相手方事業者に依頼し、27 日に同事業者から提出を受けていることを確認した。

**【購入物品の管理】**

今回の購入物品については対象所属において全て適正に保管していることを確認した。

**【購入物品の用途】**

購入物品の用途について、関係職員へのヒアリングや消防当局等にも確認したところ公務上の用途に供されるものであることが判明した。

**（２）外部通報案件以外の専決調達事務処理の状況**

**①調査対象**

平成 22 年 7 月 26 日以降 12 月 9 日までの対象所属発注の物品等専決調達案件

**②調査結果**

見積書、物品購入等発注書、納品検査調書、請求書、支出決定兼支出命令書のすべてについて調査、確認したが、新たな専決調達事務処理のルールを遵守しており、見積書や物品購入等発注書等に不備があるものはなく、記載事項についても不備のあるものは見受けられなかった。

**4. 改善措置内容**

- ・通報案件以外の物品等の専決調達事務処理については、新たな専決調達事務処理のルールが遵守されていたが、通報案件については、調達時に発注書の写しを相手方事業者に渡さずに事務処理をしており、新たな専決調達事務処理のルールが遵守されていなかった。また、相手方事業者に対してすぐに発注書の写しを送付するなど適切な対応をしていなかった。
- ・以上の結果を踏まえ

**①対象所属（北消防署）においては、全所属職員に対して、今回のようなことが二度と起こらないように再発防止の具体的な取組みの早急な実施**

**②対象部局である消防局において、全所属職員に対して、改めて不適正な経理処理の再発防止の意義を確認し及び新たな専決調達事務処理に関するルールの正確な運用方法について全職員に対する周知徹底を図るための取組みの早急な実施**

をそれぞれ求めるとともに、平成 23 年 1 月中の実施状況の回答を求めた。